令和3年度 小田原市民間提案制度募集要領

令和3年(2021年)9月

小田原市

目次

1	趣旨	1
2	民間提案制度の概要	1
3	提案の要件	1
4	参加資格	2
5	民間提案制度の流れ	2
6	事前相談	4
7	提案の受付	4
8	協議対象提案の選定	5
9	詳細協議及び契約締結等	6
LO	事業実施	7
l 1	その他	7
12	問い合せ先	•••••

1. 趣旨

本市では、近年、少子高齢化や人口減をはじめとする社会構造の変化などにより、地域が抱える課題自体が高度化・複雑化し、行政だけの経営資源(ヒト・モノ・カネなど)だけで、各種課題を解決することが難しくなっています。

これらの課題により適切に対応していくには、市場原理の中で培ってきた独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者との連携を飛躍的に強化・推進することにより、魅力的で持続可能なまちづくりの実現を目指していくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市では、民間事業者の発意による提案を市と民間事業者が対 等の関係で協議し事業化していく新たな仕組みである「民間提案制度」を導入します。

本公募要領は、小田原市民間提案制度運用指針(令和3年度版)に基づき、提案募集等に関して必要な事項を定めるものです。

2. 民間提案制度の概要

民間提案制度は、本市の地域課題の解決につながるもの等に関して民間事業者の提案を募集し、内容を審査して採用された提案について提案者と協議を行い、協議が調った場合には提案者と契約締結等し事業化するものです(協議が調わなかった場合や関係予算が成立しなかった場合には、提案は事業化されません)。

3. 提案の要件

(1) 提案内容

市のすべての事業を提案募集の対象とし、提案に独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民にとってプラスとなるもので、次のア〜エのいずれかに該当するものとします。

- ア 地域課題の解決につながるもの
- イ まちの魅力向上につながるもの
- ウ 市民サービスの向上につながるもの
- エ 歳入の増加、歳出の削減につながるもの
- (2) 対象としない提案
- ア 既存の業務委託等について、単に受託者になろうとするもの
- イ 法令等により、市が直接行うものとされているもの
- ウ 独自性や独創性のある提案でないもの
- エ 法令等に抵触するもの

(3) 事業実施期間

事業の実施期間は、3年以内で市と提案者と協議の上、決定します。例外的に、長期の 事業でないと成立しないものについては、別途、市と提案者との協議によって決定します。

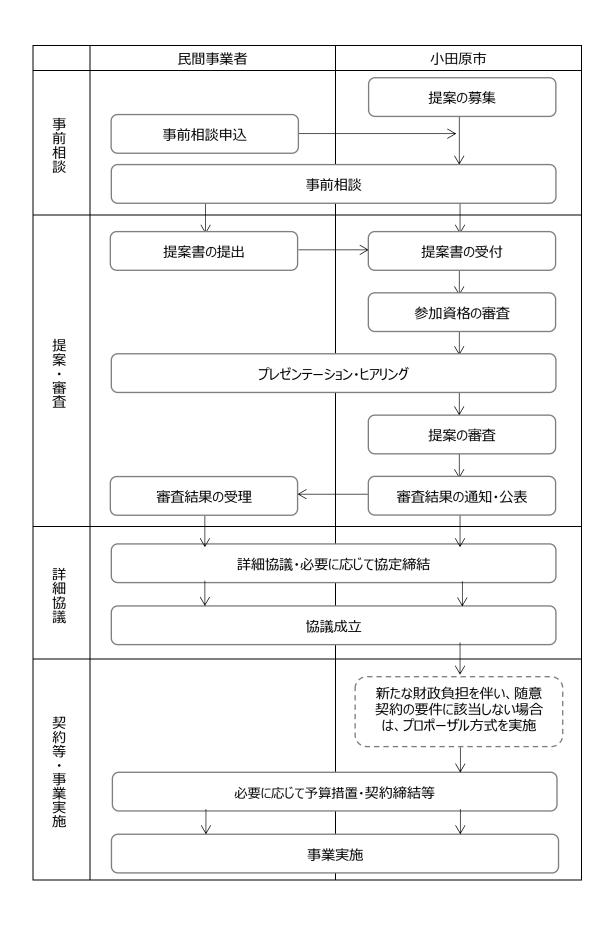
4. 参加資格

提案者は、市内に事業所を有し、次に掲げる要件をすべて満たす法人若しくは個人事業主 又は法人等のグループとします。なお、グループの場合は、全構成員が要件を満たしている こととします。

- (1) 提案内容の実施主体となる意思があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者でないこと。
- (3) 小田原市暴力団排除条例(平成 23 年小田原市条例第 29 号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 提案受付期限から審査結果公表の日まで、小田原市工事等入札参加資格者の指名停止 措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (7) その他、募集する案件に応じて定める要件に合致すること。
- ※グループで応募する場合には、代表となる事業者を決め、代表事業者が応募書類を提出することとします。また、原則として、提案時に全ての構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

5. 民間提案制度の流れ

1	提案の募集	募集要領を公表し、提案の募集を開始します。
2	事前相談	提案を受け付ける前に、事前相談の期間を設けます。
3	提案の受付	事前相談後、民間事業者からの提案を受け付けます。
4	協議対象提案の選定	提出された提案を審査し、協議対象を選定します。
(5)	詳細協議	採用された提案について、事業の実施に向けた諸条件を協議
		します。協議にあたり必要に応じて協定を締結します。また、
		審査の結果に応じて、改めてプロポーザル方式を実施します。
6	予算措置	必要に応じて予算措置を進めます。
7	契約締結等	詳細協議や予算措置が終了した後に、契約締結等します。
8	事業実施	事業を実施します。



6. 事前相談

事前相談は、採用後の実現可能性を高めるため必須とします。

事前相談では、アイデア段階での相談を想定しておりますので、提案書等を提出する必要はありません。ただし、市側の事前相談の準備をするため、どのような分野や事業に関する相談であるかについては、事前相談申込書で確認をします。

なお、事前相談は個別に実施し、相談内容は非公開とします。

(1) 申込期間

令和3年(2021年)9月13日(月)~11月16日(火)午後5時まで

(2) 申込方法

市のホームページの「事前相談申込フォーム」または、事前相談申込書(様式1号) によりお申込みください。

(3) 実施日時

事前相談の日時及び場所について、個別に電子メールで調整します。

※オンラインでの事前相談も可能です。

※書面による質疑回答は行いませんので、事前相談の際にご質問ください。

7. 提案の受付

(1) 受付期間

令和3年(2021年)事前相談以降~11月30日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

提案書類を持参又は郵送(期限内必着)により提出してください。

(3) 提出先

担当:小田原市企画部未来創造·若者課

住所: 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

TEL: 0465-33-1738

(4) 提出書類

ア 提案提出書(様式2号)

- イ 誓約書(様式3号)
- ウ 提案者に関する基本的事項(様式4号)
- エ 提案概要書(様式5号)
- オ 補足資料 (様式指定はありません。提案概要書を補足する資料が必要な場合は、A4 又は A3 サイズの用紙で作成してください。

※複数の事業に対する提案をする場合、提案書類は事業ごとに作成してください。

※小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、原則、次の書類も提出するものとします。

ア 登記事項証明書

- イ 財務諸表(直近2年分)
- ウ 国税及び地方税納税証明書
- (5) 提案書類の取扱い
- ア 提出書類は返却しないものとします。
- イ 提出された提案書等は、提案審査の目的以外には使用しないものとします。
- ウ 提案書等が、小田原市情報公開条例(平成 14 年小田原市条例第 32 号)に基づく公 開請求の対象となるなど、情報公開する場合は、事前に提案者への意見聴取を行いま す。

(6) 関連情報等

提案を検討する際の参考となる情報(各種計画や財産情報、各種統計など)は、小田 原市民間提案制度の募集に係るホームページよりご覧になれます。

8. 協議対象提案の選定

- (1) 提案の審査
- ア 民間提案制度審査委員会において審査を行い、採用又は不採用を決定します。
- イ 採用された提案は、新たな財政負担の有無や地方自治法施行令の随意契約の要件に 該当するのか否かにより、採用後の事務手続きが決定します。※P8 事務フロー参照
- ウ 審査委員は、本市職員で構成するものとしますが、必要に応じて外部有識者の意見を 聴取するものとします。
- エ 提案書に基づくプレゼンテーションを受けて審査します。(簡易な案件については、 書類審査のみで採用及び不採用を決定しても構わないものとします。)
- (2) プレゼンテーション審査
- ア 実施予定日

令和3年(2021年)12月中旬

イ 実施場所

おだわらイノベーションラボ (栄町1丁目1番地15号 ミナカ小田原)

- ウ 出席人数
 - 3人以内
- エ 実施方法
 - ①パワーポイント等を用いて、20 分以内で説明していただき、説明に対して 20 分程 度の質疑応答を行います。
 - ②プレゼンテーションで使用する資料は、提案書類に記載した内容に基づくものと し、新たな内容の資料提示及び追加資料の配布は認めません。
 - ③審査は非公開とします。
 - ④プロジェクター及びスクリーンは市が用意しますが、パソコン及びケーブル等は 提案者が準備してください。

(3) 審査基準

審査の視点	内容
	下記のいずれかの要件に該当し、妥当な提案内容か
	・地域課題の解決につながるもの
提案要件	・まちの魅力向上につながるもの
	・市民サービスの向上につながるもの
	・歳入の増加、歳出の削減につながるもの
独白县 独创县	・提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術又はこれまでになか
独自性・独創性	った特筆すべき付加価値があると認められるか
実現性・継続性	・事業計画や収支計画の具体性(実現見込み)、法的適合性はあるか
並とと日本名 和	・新たな財政負担が生じる場合は、大きく市民サービスが向上する
新たな財政負担 	提案か
掛掃泛州 化	・提案内容の実施により、賑わいの創出や交流人口の増加、消費拡
地域活性化	大など、地域活性化に寄与する取組として認められるか

(4) 審査結果の通知・公表

- ア 提案審査の結果は、文書で提案者に通知するとともに、市ホームページで公表します。
- イ ホームページでの公表は、採用した提案については提案名称、提案概要及び提案者名、 不採用とした提案については提案名称のみとします。

9. 詳細協議及び契約締結等

(1) 詳細協議

- ア 採用となった提案については、提案内容を基に事業化に向けた詳細協議のほか、必要 に応じて関係者との調整や外部有識者の意見を聴取するものとします。
- イ 協議に当たっては、必要に応じて市と提案者との間で協定を締結するものとします。
- ウ 協議の期間は、原則として提案の採用から6箇月間とします。ただし、市及び提案者は、できる限り短期間で協議が調うよう努めるものとします。
- エ 協議の結果は、市ホームページで公表します。
- オ 協議が調わなかった場合(合意に至らなかった場合)は、提案内容は事業化されず、 締結した協定を解除します。協議の過程において提案者が負担した費用やリスク等 について市は責任を負いません。

(2) 契約締結等

採用となった提案で協議が調ったものは、提案内容に応じて次のとおり手続を進めます。

① 本市における新たな財政負担(※)を伴わない場合 必要に応じて予算措置し、詳細協議の結果を踏まえ契約締結等を行います。なお、 契約については、独自性があり新たな工夫でコストやサービスの質の面からも市民 にとってプラスとなる提案を受けて契約の相手方となる候補者を選定することから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に掲げる要件に該当するものとして随意 契約とします。

- ② 本市における新たな財政負担(※)を伴う場合
 - (i) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に掲げる要件に該当する場合 予算措置し、契約締結(随意契約)を行います。
 - (ii) 地方自治法施行令第167条の2第1項に掲げる要件に該当しない場合 採用した提案をもとに、あらためて、プロポーザル方式により、契約の相手方 となる候補者を選定して予算措置し、契約締結(随意契約)を行います。
- (※)「新たな財政負担」とは、単なる歳出の増となるものを指し、新たな歳出が生じても歳入の増(もしくは歳出の減)によりトータルコストが縮減されるものは除きます。

10. 事業実施

契約締結等の後、提案者は責任を持って事業を実施します。

11. その他

- (1) 応募に関する費用及び詳細協議に関する費用は、提案者の負担とします。
- (2) 提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認することとし、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属するものとします。
- (3) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ プレゼンテーションに参加しなかった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 民間提案制度は、解除条件付きの制度であり、関係予算が成立しない等の理由により 提案の事業が実施できなくなった場合には、提案は事業化されません。
- (5) この運用指針に定めのない事項については、提案者と市との協議の上、決定することとします。

12. 問い合わせ先

小田原市企画部未来創造・若者課 (担当:府川、松藤、矢嶋)

住所: 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

TEL: 0465-33-1738 FAX: 0465-33-1286

Mail: mi-kyoso@city.odawara.kanagawa.jp

13. 事務フロー

